

二〇一八年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学

コース

※解答は別紙

(縦・横書)

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「一」(古代) 左記の「A」「B」二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

〔A〕次の史料を読んで、それぞれの設問に答えよ。

海外國記曰、天智天皇三年四月、大唐客來朝、大使朝散大夫上柱國郭務悰等卅人・百濟佐平禰軍等百餘人、到對馬島、遣大山中采女通信侶・僧智辨等來、喚客於別館、於是智辨問曰、有表書并獻物、以不、使人答曰、有將軍牒書一函并獻物、乃授牒書一函於智辨等而奉上、但獻物檢看而不將也、九月、大

山中津守連吉祥・大乙中伊岐史博德・僧智辨等、稱筑紫大宰辭、實是勅旨、告客等、今見客等來狀者、

非是天子使人、百濟鎮將私使、亦復所^{〔竇〕}賚文牒、送上執事私辭、是以使人不得入國、書亦不上朝廷、故客等自事者、略以言辭奏上耳、十二月、博德、授客等牒書一函、函上著鎮西將軍、日本鎮西筑紫大將軍、牒在百濟國大唐行軍總管、使人朝散大夫郭務悰等至、披覽來牒、尋省意趣、既非天子使、又無天子書、唯是總管使、乃爲執事牒、牒是私意、唯須口奏、人非公使、不令入京、云云、

設問(1) 右の史料をすべて読み下せ。

設問(2) 右の史料の趣旨を簡潔に述べよ。

問「一」(古代)の続き

「B」次の史料を読んで、それぞれの設問に答えよ。

延臨

太政官符

應禁遏諸使越關私買唐物事

右左大臣宣。頃年如聞。唐人商船來善之時。諸院諸宮諸王臣家等。官使未到之前遣使爭買。又堺内富豪之輩心愛遠物。踊直貿易。曰。茲貨物價直定准不平。是則關司不慥勘過。府吏簡略檢察之所致也。律曰。官司未交易之前私共蕃人交易者准盜論。罪止徒三年。令云。官司未交易之前不得私共諸蕃交易。爲人糾獲者。二分其物。一分賞糾人。一分沒官。若官司於所部捉獲者。皆沒官者。府司須曰。准法條。慎其檢校。而寬縱不行。令人狎侮。宜更下知公家未交易之間嚴加禁遏。勿復乖違。若猶犯制者。沒物科罪。曾不寬宥。

延喜二年八月一日

設問(1)全文を読み下せ。

(2)全文を現代語に訳せ。

(3)唐物交易について、知ることを述べよ。

問「二」(中世)「設問一」く「設問二」について別紙解答用紙に解答しなさい。

「設問一」次の史料について、①く③に解答しなさい。

①史料を仮名交じりの読み下し文に改めなさい。ただし、正字・異体字は常用漢字に直してよい。

②傍線Aについてこの史料に即し、四〇〇字程度で解説しなさい。

③傍線Bの人物について一〇〇字程度で出自とこの文書における役割を記しなさい。

宇佐宮神官成清申、豊前國野仲郷實得・時元・快日參箇名半分田畠・屋敷事、
右、田畠・屋敷等者、爲當宮領、成清先祖所領也、市尾平内兵衛尉光直稱有本主太子讓狀、
自弘長年中、致押領之間、曾孫十郎光俊所傳領也、就神領興行之法、A可被返付本跡之由、帶
前對馬守公世宿祢舉狀、成清依訴申、爲有尋沙汰、下召文之處、如光俊陳狀者、彼參箇名半
分、任本主田部太子建長六年讓狀、弘長二年所給安堵御下文也、爲御家人役勤仕地之上者、
難及御沙汰云云者、号田部氏者成清曾祖母也、神領之段光俊無異論、如御事書者、難依弘長御
下文之旨、成清所申非無其謂、然則、於彼田畠・屋敷者、停止光俊領知、所被返付社家也者、
依仰下知如件、

正和二年九月六日

前上総介平朝臣(花押)B

〔設問二〕 次の史料について、i～ivに解答しなさい。

- i 仮名交じりの読み下し文に改めなさい。
- ii 傍線Aの人物の姓名を記しなさい。
- iii 傍線Bの語句の意味を記しなさい。
- iv この史料から知ることができる戦国時代の社会状況について、四百字以内で述べなさい。

謹而致言上候、抑芸州 妙寿様御□固中遂馳走次第、当 御屋形様御用脚被 仰付条々、以一書申上候、

一、天正六年之春、上月御陣兵糧米御□多之条、俵子可立御用之通被仰出候、存其旨五斗入六百俵矢田内蔵助殿江渡申候、其外御奉行衆御存知之御事候、彼御返弁方之儀於被 仰付者可忝之由、対御奉行衆及数十度雖致御侘言候、種々被仰延、至今年無其御沙汰候、於当秋□加三ヶ利分及式千四百五拾八俵候歟、彼御米御糺返於難被仰付者、碓迷惑存候、

(中略)

一、元龜元年筑前目御陣之時、隆景・元春御両殿様為御音信、大中殿被差下之条、彼御入目方之儀可致短息之通被仰付之間被預置候、右以御米致其御調、不足分二五斗入十四俵以他借取替申候、是も無御返弁候、

(中略)

一、某事前佐渡守以続 妙寿様深長忝被仰出之条、弥抽馳走可請御扶持覚悟候之处、如此候条、当 御代にも右旨趣雖可遂言上候、且者顧緩怠致堪忍候、殿様茂少分之領地等をも不被下、当時百性一篇之身躰候、併 妙寿様御取替之儀者、今更雖不及致言上候、先忠之姿申上御事に候、然処上月御兵糧被 仰付之条、随分為馳走以他借立御用之处、御糺返不被 仰付候時者乞食一篇之身躰迄候、既先忠云当忠云一廉可被成御感之处、如此候時者忠儀茂不忠二立帰候哉と天当をも恨申計候、何茂右ヶ条顯々候次第、從 殿様被備 上覧被作安堵候者可忝候、此等之趣可預御披露候、恐惶謹言、

十一月十五日

盛氏 (花押)

高山監物丞殿

西村蔵人殿

(裏書)

「達」上聞被成御承知候畢、

妙寿寺

天正九七月十三日

周泉 (花押)

問三(近世)

A・B二問に答えよ。

近世A 左の史料は、天保十二(一八四一)年五月に天保の改革に着手した老中水野忠邦が、九月に將軍へ提出した伺書である。これを読んで設問に答えよ。

- (1) 町方、特に江戸市中の改革をめぐる水野の意見を述べなさい。
(2) 時代状況の違いを考慮しつつ、享保の改革・寛政の改革と比較しなさい。

此度御改革ニ付、諸役所向之義旧弊変洗、御取締一際相見候様無御座候てハ御趣意難ニ相立、命令不行者国家之御恥辱ニテ、不_二容易_一ニ義ニ御座候間、先頃中々諸役人江度々申達候得共、小普請奉行川路三左衛門⁽¹⁾者格別精勵世話仕候ニ付、不日奏功候様可_二相成_一候、其外之役々ハ兎角仕来⁽²⁾ニ因循仕、十分ニ委_レ身改革之気色更ニ無_二御座_一候ニ付、猶又此上之心得方左ニ申上候、

一 町方之義、享保ハ暫く御取置、先寛政度之通相成候得者人情輕薄之習俗を初メ、万事文華⁽³⁾を去質朴ニ帰、金銀之融通も互ニ以_二信義_一相便⁽⁴⁾候間、凶年・火災等之困厄相重候とも、可也活計も相立候故、上より之御世話も薄く有_レ之、武家之面々も猥⁽⁵⁾ニ商賈⁽⁶⁾ニ被_レ貪候儀も無_レ之候、然処、奢靡⁽⁷⁾之類悉く相禁し、質素之風俗第一ニ相成候へハ、市中衰微いたし、諸国蠅集⁽⁸⁾之大都会ニ者不都合之光景にも相成、諸家人口にも係可_レ申、御城下者いかニも繁花ニ致置不_レ申候てハ不_二相成_一義に有_レ之候間、其手心ニテは差略世話可_レ仕見込之旨、町奉行共申聞候、

右之心得より万端取締向等相調候故、寛裕ニのミ相流、下地年来蕩奢⁽⁹⁾馴居、質素之風尚ハ不_レ好小人ともへ、最初_レ繁花を旨といたし可_レ申なと唱へ、姦猾之下情ニ合候様之世話仕候へハ有名無実ニテ、一日たりとも御趣意不_レ被_レ行義、眼前ニ御座候、享保・寛政も第一ハ驕奢を被_レ禁候義、何れ之ケ条ニも顯然仕候、百年・五十年以前より已ニ其弊ハ有_レ之、増て文政以来之風習澆漓⁽¹⁰⁾之極ニ御座候間、此度之機会ニテ挽回一洗仕候得ハ、都而世上ニも面目を改メ候間、又三四十年ハ可也持守可_レ申やニ付、たとひ御城下衰態を極メ、今日之家職難ニ相立、商人とも離散仕候とも聊不_二頓着_一候者、淳朴之号令行届候て、兩三年も相立候得ハ、自然と程能⁽¹¹⁾名分も相立申候、尤如_レ此繁花之地故、中々究_レ乏候程之見込ニ無_レ之候ハ、⁽¹¹⁾迎も濟世之

御趣意ハ不_二行届_一義ニ御座候、

近世B 堀正意(杏庵)『朝鮮征伐記』卷一所収の左の史料を読み、設問に答えよ。

夫吾邦、百有餘年群國争雄、車書不同軌文、予也際誕生之時、以有可治天下之奇瑞、自壯歲領國家、不歷十年而不遣彈丸黒誌之地、城中悉一純也、繇之三韓琉球遠邦異域、歟塞来享、今也欲征大明國、盖非吾所為、天所授也、如其國者、未通聘礼、故先雖欲使群卒討其地、c原田孫七郎、以商舶之便時々来往、此故紹介于近臣曰、某早々到其國而備可説本朝發船之趣、然則可解辨獻筐云々、不出帷握而決勝千里者、古人至言也、故聽楊夫言而暫不命將士、来春可營九州肥前、不移時日可偃降幡而来服、若匍匐膝行於遲延者、速可加征伐者必矣、勿悔、不宣、

b天正十一年季秋十五日

a日本國 關白 c小琉球

設問1 傍線部a「日本國關白」は誰か。人名表記は人物が特定しうる限りにおいて、いずれの時期の姓名でもよい。

設問2 傍線部b「天正十一年」(西暦一五八三年)は、天正十九年の誤りとする指摘がある。天正十一年が誤りだと考えられる理由を、右史料から読み取れる内容を中心に、簡単に説明せよ。

設問3 傍線部cの「原田孫七郎」は「小流(琉)球」へ渡航したと考えられる。「小琉球」とはどこか。現在の国名もしくは島名で答えよ。

設問4 右史料全体を簡単に要約しなさい。なお、日付の「季秋」は九月を意味する。

二〇一八年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学

コース

※解答は別紙

(縦・横書)

問題「四」 (近・現代)

左のA・B二問に答えよ。

A 次の語句を用いて、日本の近現代史における文化と世相との関係について、一二〇〇字程度で記しなさい。

※語句の配列は順不同である。答案中の指定語句には傍線を付すこと。

エロ・グロ・ナンセンス 開化物 活弁 川上音二郎

三種の神器 政治小説 築地小劇場 坪内逍遙

手塚治虫 藤村操 無頼派 古川ロッパ

民権数え歌 麦と兵隊 ラジオ放送 李香蘭

B 次の史料を読み、設問に答えよ。

^a 本日は枢密院で一番困った問題に就いて話をする。
^b 海軍の軍縮会議の時はなか／＼面倒であつた。濱口雄幸が総理であつたが、遂にこの為に狙撃され

た。
あの会議の時は、若槻禮次郎が全権、財部彪が副であつた。最初は海軍(加藤友三郎)は英米の提案に手を附けるつもりであつた。海軍に招かれてその時聞いた。新聞にもさう書かせてゐた。加藤寛治が軍令部長で、どうしてもこれでは戦が出来ぬと言ひ出した。この時財部の態度はおかしいと思つてゐた。場合では譲るやうに見えた。海軍大臣は財部彪であつた。

方針がさうだと云ふし、新聞で盛んにたゞいた。私共もそんな屈辱の条約を結ぶことはいかぬと思つた。実にひどいものであれでは戦は出来ぬ。ところが途中で方針が変わり、一口に云へば、英米の言ひなりになつた。そこで枢密院はどうしやうかと云ふことになつたが、若しこの条約を否決してしまへば内閣と枢密院が衝突し、内閣が倒れるか、枢密院が総辞職となる。又之に關係して統帥権の問題が起つた。

濱口は明らかに内閣で決めるものと言ひ、統帥部は兵力の問題は統帥部で決めるものだ、あんな問題は統帥部が決めるべきだと主張する。こんな問題がからんだ。

陸軍当局は最初は強く言つたが、せんじつめると弱くなつた。あの時加藤軍令部長が陛下に意見を申上げに出た時、^d 鈴木貫太郎が阻止した問題がある。さう云ふことは出来ぬからたゞ注意したのであらう。加藤は拜謁せずに引下つた。

この条約がいかに事は判つてゐるが、之を蹴ると製艦競争になる。そこで新聞に盛んに書いて急に変更した。枢密院にかゝつた時には軍令部も同意した。それは比率はそのまゝにし、斯様な設備をすれば對抗出来ると云ふ条件を附けた。今日の潜水艦はその時に設けられたものである。

東郷さんは勿論強硬であつたが、愈々会議の時には、この様な条件をつけるといふと言はれた。

私は枢密院で、兵力量のことは結局さうするが、統帥権はどうするかと質して、結局濱口さんに謝らした。先に豪語したことを取消さした。世間は枢密院があくまで反対すると思つてゐた。

結局条約を認めたが、統帥権のことは変へた。伊東巳代治が内閣を罵詈したのはあの時である。

次に主な問題は治安維持法の改正である。日本の国体を変へんとするものは死刑に処すと云ふのである。原が司法大臣の時、原が熱心に考へたもので当然と思ふ。これを民政党が阻止しやうとした。そして内閣を倒さうとして枢密院に手を廻した。その為我々と同意の者も変つた。伊東は出て来なかつた。手を廻はされたのである。

枢密院が内閣を倒したのは台湾銀行の問題である。^f 若槻内閣の時、議会に出すのが面倒であつたから開院式後間もなく緊急勅令を出したので否決した。その為内閣は辞職した。

枢密院で困つた問題はそんなものである。もう一つ問題になつたのは、^g 不戦条約の約文中に在る「人民の名に於て」と云ふ一句である。田中内閣の時、総理の田中義一はそんなことは判らぬ。そこで、あれではいかんと言ふと、皆んないゝと言つてゐるではないかと言ふ。取るんだと言ふと、皆取れと言ふか、仕様がなければ取るかと言つて取つた。その時、一体お前の周囲は判らぬ連中だナと言ふと、あまりさう言ふなよと言つてゐた。

この時は伊東巳代治をつかまへればよい。それで通して貰はうとした。伊東もやかましかつたが、下相談をすると弱くなつてゐた。

とう／＼この文句を取らされた。一体条約は全部批准するか否決するかである。一議会だけで二議會せぬものであるが、これは二議會した。例のないことである。

枢密院で幣原外務大臣が立つて言はうとすると、若槻が押へて自分がした。若槻は各大臣にさせず皆自分でやつた。

二〇一八年度
【修士課程】

早稲田大学大学院文学研究科
専門科目 日本史学 コース

入学試験問題
※解答は別紙(縦・横書)

〔設問〕

- 一 傍線aの基本的性格とその機能について、五〇字程度で説明せよ。
- 二 傍線bをめぐる問題の経緯とその歴史の意味について、一〇〇字程度で説明せよ。
- 三 傍線cについて、五〇字程度で説明せよ。
- 四 傍線dの人物の経歴を、五〇字程度で概観せよ。
- 五 傍線eの経緯について、一〇〇字程度で説明せよ。
- 六 傍線fの経緯について、一〇〇字程度で説明せよ。
- 七 傍線gについて、一〇〇字程度で説明せよ。
- 八 史料の筆者(話者)は枢密院の副議長・議長をつとめ、一九三九年に内閣を組織した人物である。その姓名を記し、政治的・思想的な特徴を一〇〇字程度で説明せよ。

受験番号	
氏名	

この欄以外に受験番号氏名を書かないこと。

——ここから記入すること——

日本史学

※選択分野に○を
記入すること

- ・古代
- ・中世
- ・近世
- ・近現代

総 頁

--

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(次項へ続く)

——「」から記入する——

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

——ここから記入すること——

$$\frac{5}{8}$$

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

———から記入する———

Blank lined area for writing.

—これより先の余白には絶対に記入しないこと—